

日本雑穀アワード テイクアウト食品部門〈2018・秋〉【応募規定】

第1条（応募対象）

雑穀を原材料に使用している、量り売りのサラダ、パン、弁当、おにぎり、和洋菓子等、原材料の一括表示義務のない、対面販売等のテイクアウト食品を対象とします。（以下「商品」という。）
なお、雑穀を含めて使用する原材料については、国内産、外国産を問いません。

第2条（応募方法）

所定の応募書類に必要事項を記入して、E-mail 添付にてご応募ください。受付後、請求書を発行いたしますので、指定の期限までにお支払ください。審査料は、1商品につき2万円（同一シリーズ商品は、同時エントリーで2点目から1.5万円）となります。

第3条（審査用商品）

応募要項に記載している期間内に審査を実施いたします。審査用商品については、応募受付期間終了後、必要数や受け取り方法、日程等について打ち合わせいたします。なお、発売前の商品も応募は可能です。

第4条（審査方法）

審査は、一般社団法人日本雑穀協会（以下「当協会」という。）と秘密保持契約のうえ審査員として登録している、当協会認定の雑穀アドバイザー、および雑穀クリエイター（以下「審査員」という。）が行います。評価方法については、定められた審査基準に従い、1商品につき5名以上の審査員が絶対評価で採点し、審査員間での討議は行いません。

第5条（表彰）

評価点数の基準により、金賞、銀賞、銅賞を決定し表彰いたします。

第6条（審査結果の通知）

審査結果は、E-mailにてご連絡いたします。詳細な評価結果報告書については、後日、書面にてご報告いたします。

第7条（受賞商品の公表）

表彰された商品（以下「受賞商品」という。）は、金賞受賞商品に限り、当協会ホームページに掲載すると共に、関係団体や企業、またメディア関係者等に広くリリースいたします。

なお、表彰されなかった商品、金賞以外の受賞商品については、受賞企業から発表される場合を除き、当協会からは応募の有無を含めて公表いたしません。

第8条（受賞の有効期間）

受賞商品は、受賞後2年間に限り受賞したことの広告や、金賞受賞ロゴマーク（以下「受賞マーク」という。）の使用が可能になります。

第9条（受賞広告の方法）

広告については、受賞商品の写真と共に受賞内容を掲載してください。なお、メダルや王冠など、受賞マークと誤認するような独自のマークを使用しての広告はできません。

第10条（受賞マークの使用）

受賞マークは、受賞商品1点につき以下の使用料を支払うことにより、第8条で定めた期間内に使用することができます。詳しい使用方法については、別途定める受賞マーク使用ガイドラインをご確認ください。なお、金賞受賞時における以下の1.については、必須事項となります。

1. ホームページ、カタログ、パンフレット、POP等への使用

2万円／2年間

2. 個別商品への使用

協会からのシール提供 3.0円／枚、 商品個別印刷、独自シール作製 1.5円／枚

第 11 条 （受賞後の商品変更）

受賞後に、商品の名称、原材料などに変更があった場合には、速やかに日本雑穀アワード運営事務局までお届けください。内容を確認し、軽微な変更であればそのまま受賞商品として継続できますが、審査結果に影響を及ぼす大幅な変更の場合には、別の商品として再度応募が必要になります。

第 12 条 （その他）

受賞後に、受賞商品または応募者において、健全な雑穀の普及等の信頼を損なう問題が発生した場合には、受賞を取り消すことがあります。また、受賞商品の広告取り扱い等について、当応募規定に準拠していないと判断された場合は、ホームページ、印刷物の修正など、改善をお願いすることがあります。なお、応募する際は、当応募規定について同意するものとします。その他、当応募規定に記載のない事項については、その都度判断してご案内いたします。当応募規定に掲載している各費用には、別途消費税がかかります。

制定：2018年9月12日
一般社団法人 日本雑穀協会
日本雑穀アワード運営事務局